

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1. 量の見込み算出及び確保方策の概要

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第61条では、市町村の事業計画において定める事項（量の見込み関係）を次のとおり規定しています。

教育・保育提供区域ごとの各年度の

- ① 教育・保育の必要量の見込み
- ② 教育・保育の提供体制の確保の内容、実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの必要量の見込み
- ④ 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの提供体制の確保の内容、実施時期

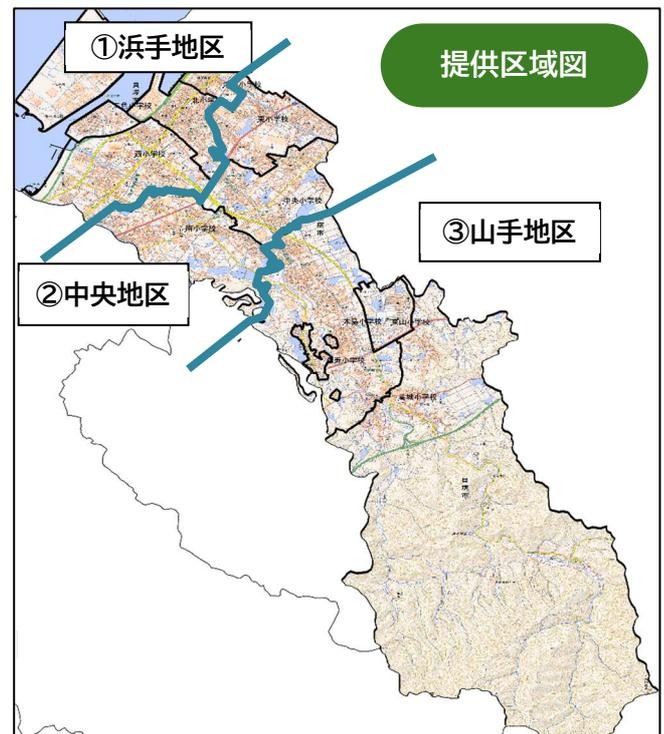
(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

本市では、第1期計画策定時に、「①浜手地区（二色学園の校区、北小学校区、西小学校区、津田小学校区）」「②中央地区（東小学校区、中央小学校区、南小学校区）」「③山手地区（木島小学校区、永寿小学校区、葛城小学校区、東山小学校区）」の3つの提供区域を設定しています。

各提供区域で、児童人口は減少傾向にあるものの、子育て家庭や社会資源等を取り巻く状況に大きな変化がないことから、第3期計画においても現行の3つの提供区域を継承するものとします。

ただし、量の見込み及び確保方策については、現在の保育所や幼稚園、認定こども園等の通園状況を鑑み、3地区合計での表記とします。



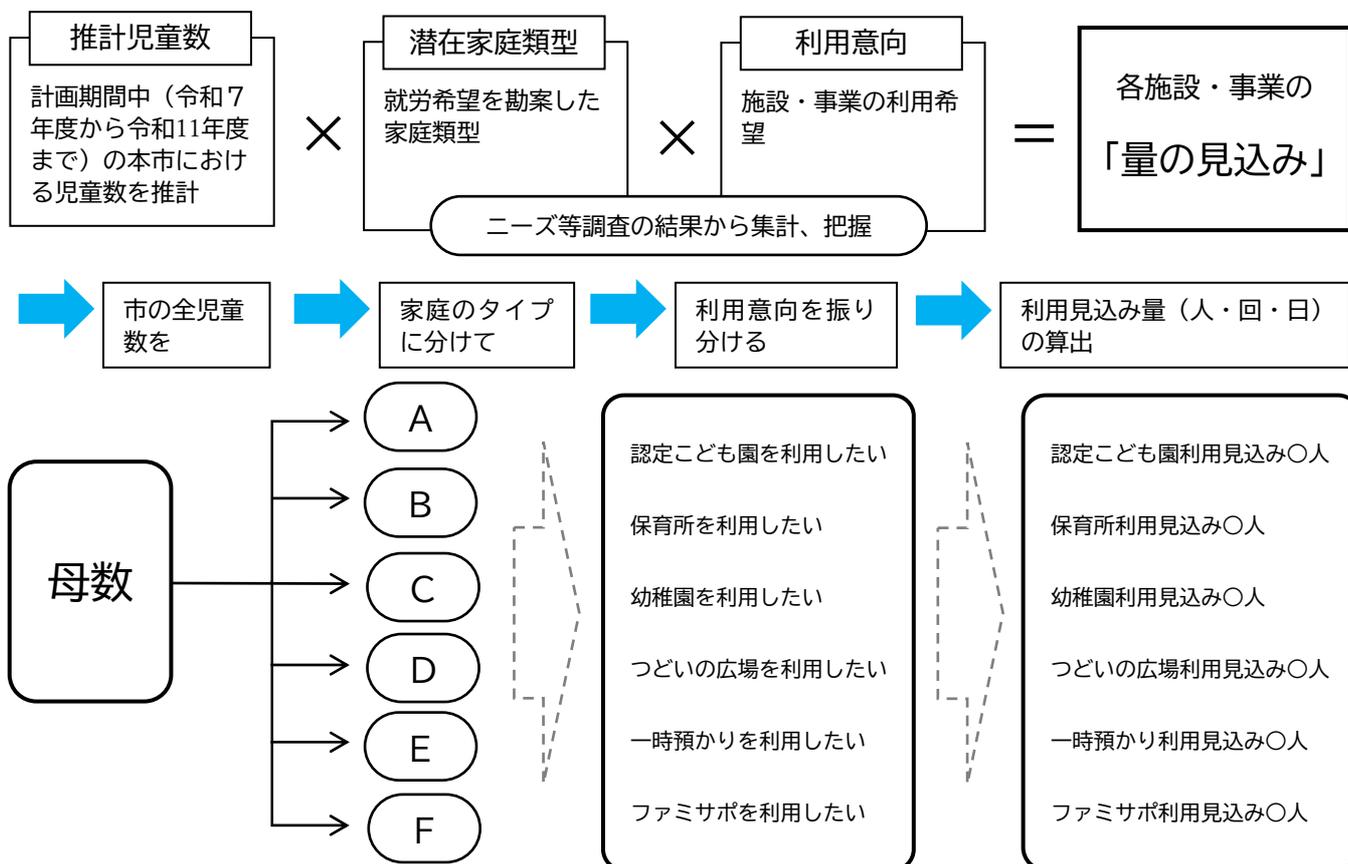
(3) 量の見込み算出方法について

内閣府から、平成 26 年 1 月 20 日に、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を解説した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き）が示されています。

大阪府では、国の手引きを踏まえ、府が作成した「市町村ニーズ調査票」（モデル調査票）を使用した場合の量の見込み等の算出のための手引きを作成し、府内市町村に対し、平成 26 年 2 月 13 日に示し、その後、平成 30 年 11 月、令和 6 年 3 月に修正版が示されており、大阪府の修正版の手引きに示された手順に沿って量の見込みを算出しました。

(4) 手引きで示された量の見込み等の算出イメージ

手引きで示された量の見込み等の算出イメージは以下のとおりです。



■ニーズ等調査の回答に基づく「潜在家庭類型」の分類・集計について

ニーズ等調査の「子どもとの同居者」（就学前児童調査・問7、就学児調査・問5）と「父母の就労形態、就労日数・時間等、フルタイムへの転換意向、無職者の今後の就労希望、就労希望日数・時間等」（就学前児童調査・問11～問14、就学児童調査・問9～問12）の回答をクロス集計し、今後の潜在的な就労希望を含む家庭類型を作成しました。家庭類型は以下のとおりです。

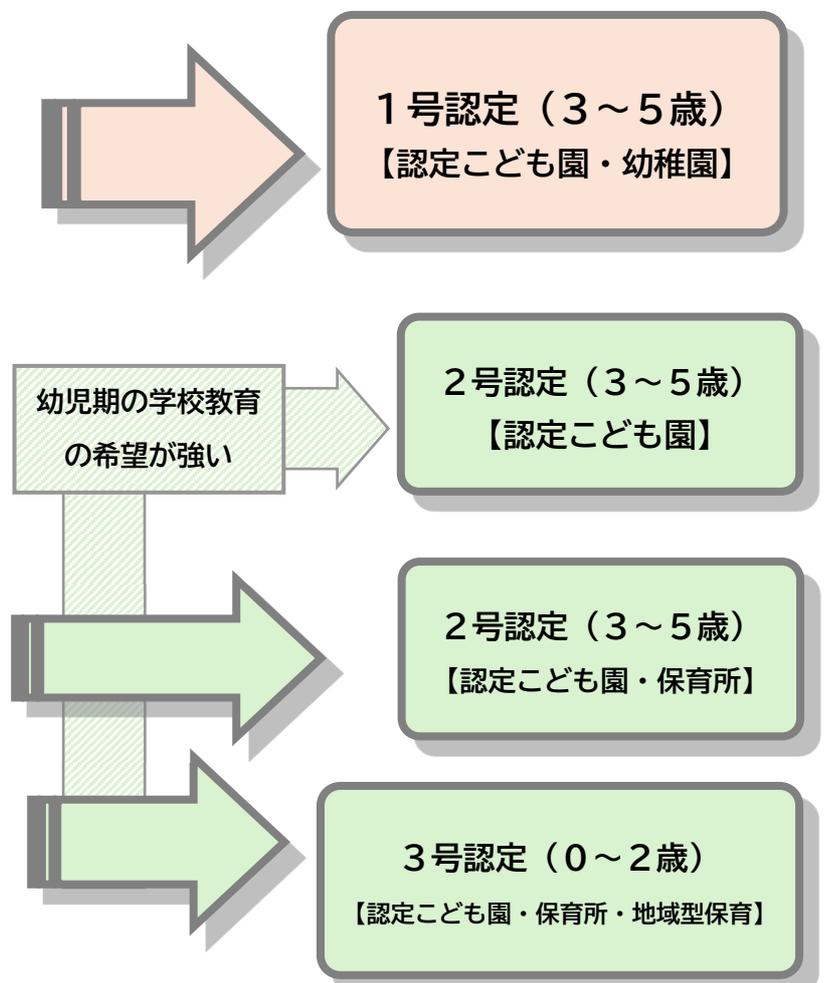
タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

■家庭類型と認定区分との関係

家庭類型と認定区分との関係は、以下のとおりです。

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC'	フルタイム×パート（短）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE'	パート×パート（いずれか短）
タイプF	無業×無業

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート（長）
タイプE	パート×パート（双方が長）



(5) 「量の見込み」と「確保方策」を検討する項目

項目		内容
1 教育・保育事業等の量の見込み算出の概要 (1) 量の見込み算出の基本的な考え方 (2) 量の見込み算出方法について (3) 手引きで示された量の見込み等の算出イメージ		—
2 推計児童数		—
3 教育・保育事業の量の見込みの算出の手順と結果		—
教育・保育	(1) 1号認定	保育が必要でなく、教育ニーズがある区分（幼稚園、認定こども園）
	(2) 2号認定	保育の必要があり、保育ニーズがある区分（保育所、認定こども園）
	(3) 3号認定	保育の必要があり、保育ニーズがある区分（保育所、認定こども園、地域型保育）
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の手順と結果		—
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業
	(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(4) 地域子育て支援拠点事業	親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援し、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
	(5) 一時預かり事業 ①幼稚園在園児を対象とした一時預かり（1号認定） ②幼稚園在園児を対象とした一時預かり（2号認定） ③上記以外	幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがある。幼稚園在園児を対象としたものは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預かる事業
	(6) 病児・病後児保育事業	病児・病後児を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業
	(8) 利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、留守家庭児童会等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(9) 妊婦健診事業	妊婦を対象に、助産師や保健師が家庭を訪問し、妊娠・出産・育児についての相談等を行う事業
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に市の職員と地域の民生委員・児童委員が訪問し、地域で子育てを応援する事業
	(11) 養育支援事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
	(12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等への補助、また私立幼稚園等において副食材料費の補助を行う事業
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援する事業
	(15) 児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業
	(16) 親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業
	(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等に通っていない3歳未満のこどもが保育所等を利用できる制度
	(18) 産後ケア事業	産後に家族等から十分な支援が得られず、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、心身のケアや育児サービスを行う事業
	(19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

※『地域子ども・子育て支援事業』の（8）～（19）については、ニーズ調査の結果からは見込まない事業

2. 推計児童数

令和2年度から令和6年度の4月1日時点の住民基本台帳（外国人含む）の男女別1歳階級別人口データに基づき、コーホート変化率法により推計を行いました。

令和7年度から令和11年度までの児童の推計人口（市全体）は次のとおりです。

（単位：人）

市全体		実績			推計				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	全体	3,305	3,170	2,953	2,849	2,753	2,697	2,659	2,614
	0歳	451	469	387	436	428	426	428	426
	1歳	478	478	483	398	448	440	438	440
	2歳	529	488	473	478	394	444	436	434
	3歳	569	537	495	481	486	401	452	444
	4歳	637	562	544	502	486	491	405	457
	5歳	641	636	571	554	511	495	500	413
就学児童	全体	4,441	4,269	4,122	3,929	3,820	3,655	3,455	3,316
	6歳	701	643	639	576	558	515	499	504
	7歳	685	700	644	641	577	559	516	500
	8歳	677	681	700	644	641	577	559	516
	9歳	778	673	686	705	649	646	582	564
	10歳	794	779	676	689	708	652	649	585
	11歳	806	793	777	674	687	706	650	647

（実績：各年度4月1日現在）

また、提供区域別の児童の推計人口は次のとおりです。

（単位：人）

浜手地区		実績			推計				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	全体	982	921	853	823	796	781	769	757
	0歳	127	145	118	133	131	130	131	130
	1歳	139	134	140	115	130	128	127	128
	2歳	164	137	138	139	115	130	127	127
	3歳	173	157	136	132	133	110	124	122
	4歳	188	166	156	144	139	141	116	131
	5歳	191	182	165	160	148	143	144	119
就学児童	全体	1,342	1,260	1,194	1,139	1,107	1,057	1,000	958
	6歳	214	188	182	164	159	146	142	143
	7歳	211	215	183	182	164	159	147	142
	8歳	192	206	215	198	197	177	172	158
	9歳	232	188	205	211	194	193	174	169
	10歳	241	226	190	194	199	183	182	164
	11歳	252	237	219	190	194	199	183	182

（実績：各年度4月1日現在）

(単位：人)

中央地区		実績			推計				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	全体	1,494	1,487	1,421	1,372	1,327	1,301	1,286	1,263
	0歳	214	233	199	224	220	219	220	219
	1歳	222	231	247	204	229	225	224	225
	2歳	239	230	226	229	188	212	209	207
	3歳	262	245	237	230	232	192	216	212
	4歳	284	262	247	228	221	223	184	208
	5歳	273	286	265	257	237	230	233	192
就学児童	全体	1,769	1,749	1,734	1,651	1,603	1,534	1,449	1,393
	6歳	292	276	291	262	253	235	227	229
	7歳	283	295	279	278	250	242	223	217
	8歳	264	284	297	273	272	245	237	219
	9歳	311	265	284	292	269	267	241	233
	10歳	308	316	266	271	279	257	256	231
	11歳	311	313	317	275	280	288	265	264

(実績：各年度4月1日現在)

(単位：人)

山手地区		実績			推計				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	全体	829	762	680	654	630	614	604	594
	0歳	110	91	70	79	77	77	77	77
	1歳	117	113	96	79	89	87	87	87
	2歳	126	121	109	110	91	102	100	100
	3歳	134	135	122	119	121	99	112	110
	4歳	165	134	141	130	126	127	105	118
	5歳	177	168	141	137	126	122	123	102
就学児童	全体	1,330	1,260	1,195	1,139	1,110	1,064	1,006	965
	6歳	195	179	166	150	146	134	130	132
	7歳	191	190	182	181	163	158	146	141
	8歳	221	191	188	173	172	155	150	139
	9歳	235	220	197	202	186	186	167	162
	10歳	245	237	220	224	230	212	211	190
	11歳	243	243	241	209	213	219	202	201

(実績：各年度4月1日現在)

3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容、実施時期

(1) 1号認定（教育／2号認定の教育希望を含む）

事業内容・対象

- 保育が必要でなく、教育ニーズがある区分（幼稚園・認定こども園）
- 3～5歳児

量の見込み・確保の内容

（単位：人）

実績 令和5年度 (2023年度)		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
546	①量の見込み (必要利用定員総数)	381	369	345	336	327	
	②確保の内容	認定こども園	467	467	482	482	482
		幼稚園	520	520	520	520	520
		計	987	987	1,002	1,002	1,002
	差②-①	606	618	657	666	675	

確保の方策

- 1号認定については、量の見込みを充足できる施設が確保されています。

(2) 2号認定（保育）

事業内容・対象

- 保育の必要があり、保育ニーズがある区分（保育所、認定こども園）
- 3～5歳児

量の見込み・確保の内容

（単位：人）

実績 令和5年度 (2023年度)		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
1,171	①量の見込み (必要利用定員総数)	1,087	1,049	981	960	929	
	②確保の内容	認定こども園	1,227	1,227	1,287	1,287	1,287
		保育所	72	72	0	0	0
		計	1,299	1,299	1,287	1,287	1,287
	差②-①	212	178	306	327	358	

確保の方策

- 2号認定については、量の見込みを充足できる施設が確保されています。

(3) 3号認定

事業内容・対象

- 保育の必要があり、保育ニーズがある区分（保育所、認定こども園、地域型保育）
- 0歳・1歳・2歳児

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

実績		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
令和5年度 (2023年度)	166						
0歳	①量の見込み (必要利用定員総数)	152	149	149	149	149	
	②確保の内容	認定こども園	149	149	155	155	155
		保育所	12	12	0	0	0
		地域型保育	0	0	0	0	0
		計	161	161	155	155	155
差②—①	9	12	6	6	6		

(単位：人)

実績		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
令和5年度 (2023年度)	296						
1歳	①量の見込み (必要利用定員総数)	311	349	343	341	343	
	②確保の内容	認定こども園	291	291	306	306	306
		保育所	18	18	0	0	0
		地域型保育	0	0	0	0	0
		計	309	309	306	306	306
差②—①	▲ 2	▲ 40	▲ 37	▲ 35	▲ 37		

(単位：人)

実績		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
令和5年度 (2023年度)	363						
2歳	①量の見込み (必要利用定員総数)	337	277	312	307	306	
	②確保の内容	認定こども園	354	354	378	378	378
		保育所	18	18	0	0	0
		地域型保育	0	0	0	0	0
		計	372	372	378	378	378
差②—①	35	95	66	71	72		

(単位：人)

実績		実施時期				
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)	825					
計	①量の見込み (必要利用定員総数)	800	775	804	797	798
	②確保の内容					
	認定こども園	794	794	839	839	839
	保育所	48	48	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0	0
	計	842	842	839	839	839
	差②－①	42	67	35	42	41

確保の方策

- 0歳児については、見込みと同程度の確保の内容となっていますが、今後も共働き家庭が増える中で、0歳児の需要量が増えることが考えられます。
- 1・2歳児については、就園率は高くなることが考えられます。
- 既存の施設で、定員の見直しも検討する必要があります。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容、実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容・対象

- 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業
- 0～5歳

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

実績		実施時期				
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)	750					
	量の見込み	867	835	816	801	786
	確保の内容	867	835	816	801	786

確保の方策

- 保育標準時間は1日11時間、保育短時間は1日8時間を超える利用について、延長保育を実施します。
- 量の見込みに応じた事業量を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

事業内容・対象

- 就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
- 小学生

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

実績		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
令和5年度 (2023年度)	273						
浜手地区	①量の見込み	低学年	248	237	220	210	203
		高学年	39	38	38	35	34
		合計	287	276	258	245	236
	②確保の内容	306	306	306	306	306	
差②－①		19	30	48	61	70	

(単位：人)

実績		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
令和5年度 (2023年度)	323						
中央地区	①量の見込み	低学年	321	306	284	271	262
		高学年	50	50	49	46	44
		合計	371	356	333	317	306
	②確保の内容	357	357	357	357	357	
差②－①		▲ 14	1	24	40	51	

(単位：人)

実績		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
令和5年度 (2023年度)	268						
山手地区	①量の見込み	低学年	226	215	200	191	184
		高学年	50	50	49	46	44
		合計	276	265	249	237	228
	②確保の内容	350	350	350	350	350	
差②－①		74	85	101	113	122	

(単位：人)

実績		実施時期					
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
令和5年度 (2023年度)	864						
市全体	①量の見込み	低学年	795	758	704	672	649
		高学年	139	138	136	127	122
		合計	934	896	840	799	771
	②確保の内容	1,013	1,013	1,013	1,013	1,013	
差②－①		79	117	173	214	242	

確保の方策

- 小学校児童数の減少に伴い、利用希望は減少傾向にあり、待機児童は徐々に解消される見込みです。低学年は優先的に受け入れ、待機とならないように努めていきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業内容・対象

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
- 0歳3か月～18歳未満

量の見込み・確保の内容

■ ショートステイ

(単位：人日)

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
17					
量の見込み	26	25	24	24	23
確保の内容	32	32	32	32	32

■ トワイライトステイ

(単位：人日)

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
0					
量の見込み	7	7	7	7	7
確保の内容	7	7	7	7	7

確保の方策

- ショートステイは8か所で、トワイライトステイは4か所で委託により実施しており、量の見込みに対する確保はできています。今後も希望があれば、実施していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業内容・対象

- 親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援し、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業
- 0～2歳

量の見込み・確保の内容

(単位：人回)

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
13,046					
量の見込み	13,731	13,291	13,710	13,626	13,605
確保の内容	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200

確保の方策

- 乳幼児とその保護者が交流を行い、子育てについての相談や情報提供を行う子育て支援センターの運営に加え、新しく、乳幼児親子に限らず、就学児童も含めた幅広い交流ができる施設を設置し、子育てを楽しみ、心理的に安心できる環境づくりに取り組みます。
- 4カ所ある支援拠点の中で市立子育て支援センターのあるすくすく子ども館の老朽化が激しいことから、今後の開設場所や運営方法について検討を進めます。

(5) 一時預かり事業

事業内容・対象

- 幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがある。幼稚園在園児を対象としたものは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預かる事業
- 幼稚園在園児を対象とした一時預かり 3～5歳
- 2号認定による利用 3～5歳
- その他 0～5歳

量の見込み・確保の内容

(単位：人日)

■ 1号認定による利用

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
3,219					
量の見込み	3,269	3,154	2,950	2,886	2,794
確保の内容	3,269	3,154	2,950	2,886	2,794

■ 2号認定による利用

(単位:人日)

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
5,084					
量の見込み	5,465	5,273	4,932	4,825	4,672
確保の内容	5,465	5,273	4,932	4,825	4,672

■ 幼稚園以外の一時預かり

(単位:人日)

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
492					
量の見込み	503	484	473	465	456
確保の内容	503	484	473	465	456

確保の方策

- 「1号認定による利用」、「2号認定による利用」「幼稚園以外の一時預かり」とも現施設で受け入れが確保できます

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容・対象

- 病児・病後児を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
- 0～5歳、小学生

量の見込み・確保の内容

(単位:人日)

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
413					
量の見込み	422	407	398	391	383
確保の内容	600	600	600	600	600

確保の方策

- 量の見込みは、現在の施設で確保できます。
- 受け入れ人数は1日概ね5人まで。貝塚市と熊取町で協定を結んでいるため年間の平日日数の半程度を確保の内容とした。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容・対象

- 地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業
- 0～5歳、小学生

量の見込み・確保の内容

（単位：人回）

実績		実施時期				
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)	547					
量の見込み	就学前児童	567	546	534	524	514
	小学生	200	195	186	176	169
	合計	766	742	716	687	665
確保の内容		766	742	716	687	665

確保の方策

- 量の見込みを確保できる体制は整っていますが援助を行う人がどれだけ受け入れられるか不明のため量の見込みと確保の内容は同等とした。
- 利用件数の増加に向け、周知に努めます。

(8) 利用者支援事業

事業内容・対象

- 子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、留守家庭児童会等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
- 0～18歳未満

量の見込み・確保の内容

（単位：か所）

■ こども家庭センター型

実績		実施時期				
		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)	—					
量の見込み		1	1	1	1	1
確保の内容		1	1	1	1	1

確保の方策

- 妊娠期から子育て期の家庭の切れ目のない支援を行います。

(9) 妊婦健康診査

事業内容・対象

- 妊婦の健康管理を図り、疾病の早期把握及び健康状態の把握のための健康診査を行う事業

量の見込み・確保の内容

実績（人回）		実施時期				
令和5年度 （2023年度）		令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
4,980						
量の 見込み	受診人数（人）	436	428	426	428	426
	妊婦健康診査 延べ回数（人回）	6,104	5,992	5,964	5,992	5,964
確保の内容（人回）		6,104	5,992	5,964	5,992	5,964

確保の方策

- 妊婦の健康管理の充実を引き続き図ります。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容・対象

- 生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に市の職員と地域の民生委員・児童委員が訪問し、地域で子育てを応援する事業

量の見込み・確保の内容

（単位：人回）

実績		実施時期				
令和5年度 （2023年度）		令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
295						
量の見込み		436	428	426	428	426
確保の内容		436	428	426	428	426

確保の方策

- 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児不安の解消や孤立化の防止を図り、必要な支援を行います。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容・対象

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
- 養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭

量の見込み・確保の内容

(単位：人回)

実績	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
令和5年度 (2023年度)					
114					
量の見込み	106	104	104	104	104
確保の内容	106	104	104	104	104

確保の方策

- 養育支援が必要な家庭を訪問し、指導助言を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容・対象

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等への補助、また私立幼稚園等において副食材料費の補助を行う事業

量の見込み

- 事業の性質上、量の見込みは設定しません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容・対象

- 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

量の見込み

- 事業の性質上、量の見込みは設定しません。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容・対象

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援する事業

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	－				
確保の内容	－				

確保の方策

- 実態調査等によりニーズ把握に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容・対象

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	－				
確保の内容	－				

確保の方策

- 関係機関等との連携等によりニーズ把握に努めます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容・対象

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	－				
確保の内容	－				

確保の方策

- 関係機関等との連携等によりニーズ把握に努めます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容・対象

- 保護者の就労状況に関係なく、保育所等に通っていない3歳未満のこどもを預けることや保育士等に育児相談ができる事業

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	－	45	44	44	43
確保の内容	－				

確保の方策

- 令和8年度より全自治体で実施することとされているため、保育所等と連携・協働の体制づくり等を行い確保について検討します。

(18) 産後ケア事業

事業内容・対象

- 産後に家族等から十分な支援が得られず、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、心身のケアや育児サービスを行う事業

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	90	90	90	80	80
確保の内容	100	100	100	100	100

確保の方策

- 産後に家族等から十分な支援が得られず、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、医療機関等での心身のケアや育児サービスを案内し、育児負担の軽減を図ります。

(19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

事業内容・対象

- 妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）では、市町村は、妊婦であることの認定後に5万円を支給し、その後、妊娠していることでの人数の届出を受けた後に妊娠していることでの人数×5万円を支給します。
- 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）では、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等伴走型相談支援を行う事業として新設します。

量の見込み・確保の内容

(単位：人)

	実施時期				
	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	850	800	800	780	780
確保の内容	900	800	800	800	800

確保の方策

- 妊娠届出があった妊婦に対する現金給付、及び妊婦・その配偶者に対して面談等により情報提供や相談等を行うことで、妊娠期からの切れ目のない支援を図ります。